

# 障害者の就労施策の実施状況

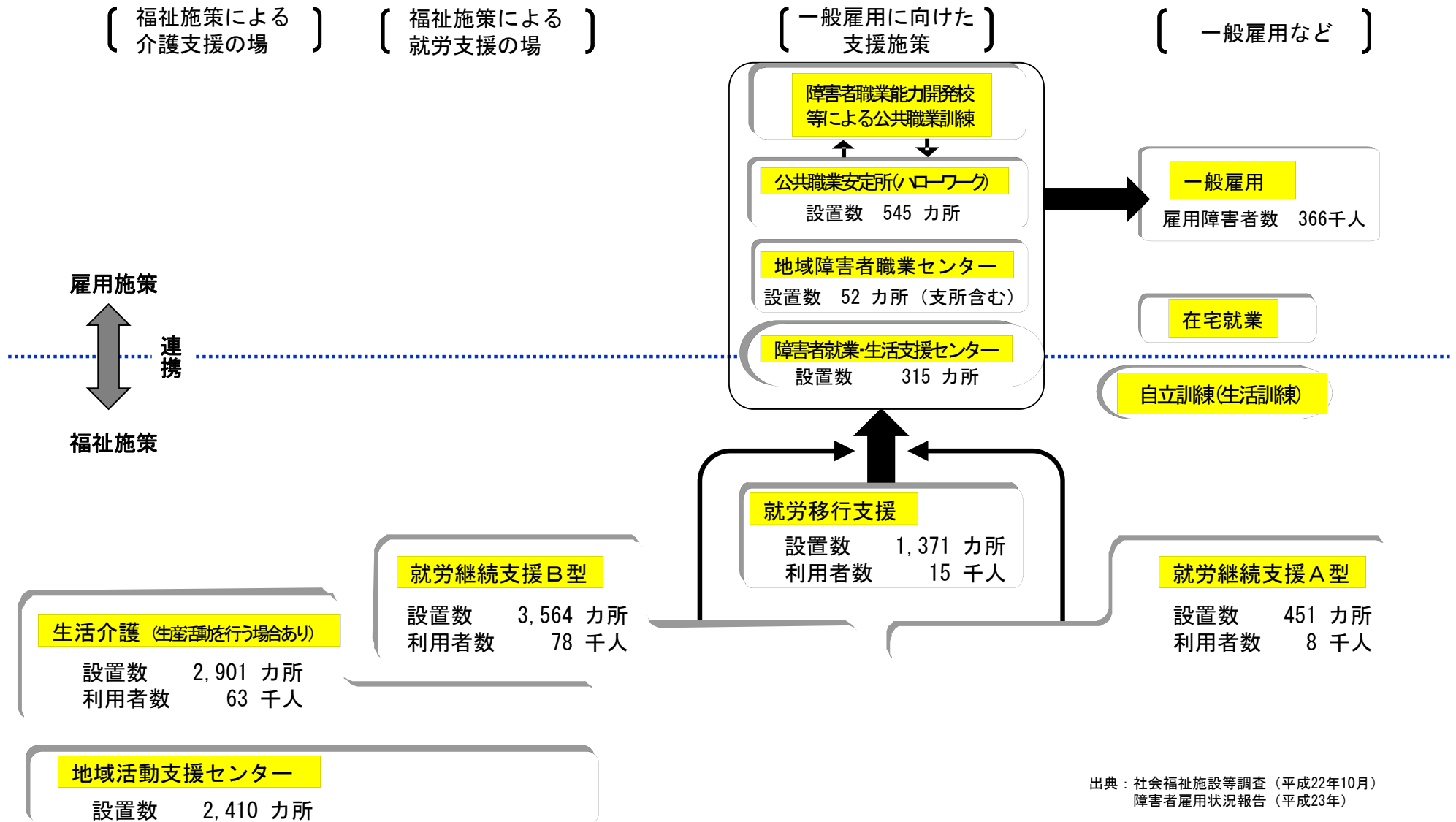
平成24年9月10日



厚生労働省

# 就労支援施策の体系

## ○就労関連施策の全体像



出典：社会福祉施設等調査（平成22年10月）  
障害者雇用状況報告（平成23年）

施策名等	根拠法等	事業内容
公共職業安定所 (ハローワーク)	障害者雇用促進法	9条～12条、14条、17条～19条
地域障害者職業センター		22条
障害者就業・生活支援センター		28条
公共職業訓練(障害者職業能力開発校等)	職業能力開発促進法 15条6第1項、15条の6第3項	一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を障害者職業能力開発校(全19校)において実施する。また、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の身近な機関を利用して、訓練を実施するとともに、一般の職業能力開発校において障害者を対象とした訓練コースを設置し、訓練機会の拡充を図る。
就労移行支援	障害者自立支援法	5条14項
就労継続支援A型		5条15項 (施行規則6条の10第1号)
就労継続支援B型		5条15項 (施行規則6条の10第2号)
生活介護 (生産活動を行う場合)		5条7項
地域活動支援センター		5条26項
自立訓練(生活訓練)		5条13項 (施行規則6条の7第2号)

※ 障害者雇用促進法には、上記の他に障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金がある。

# 障害者雇用対策

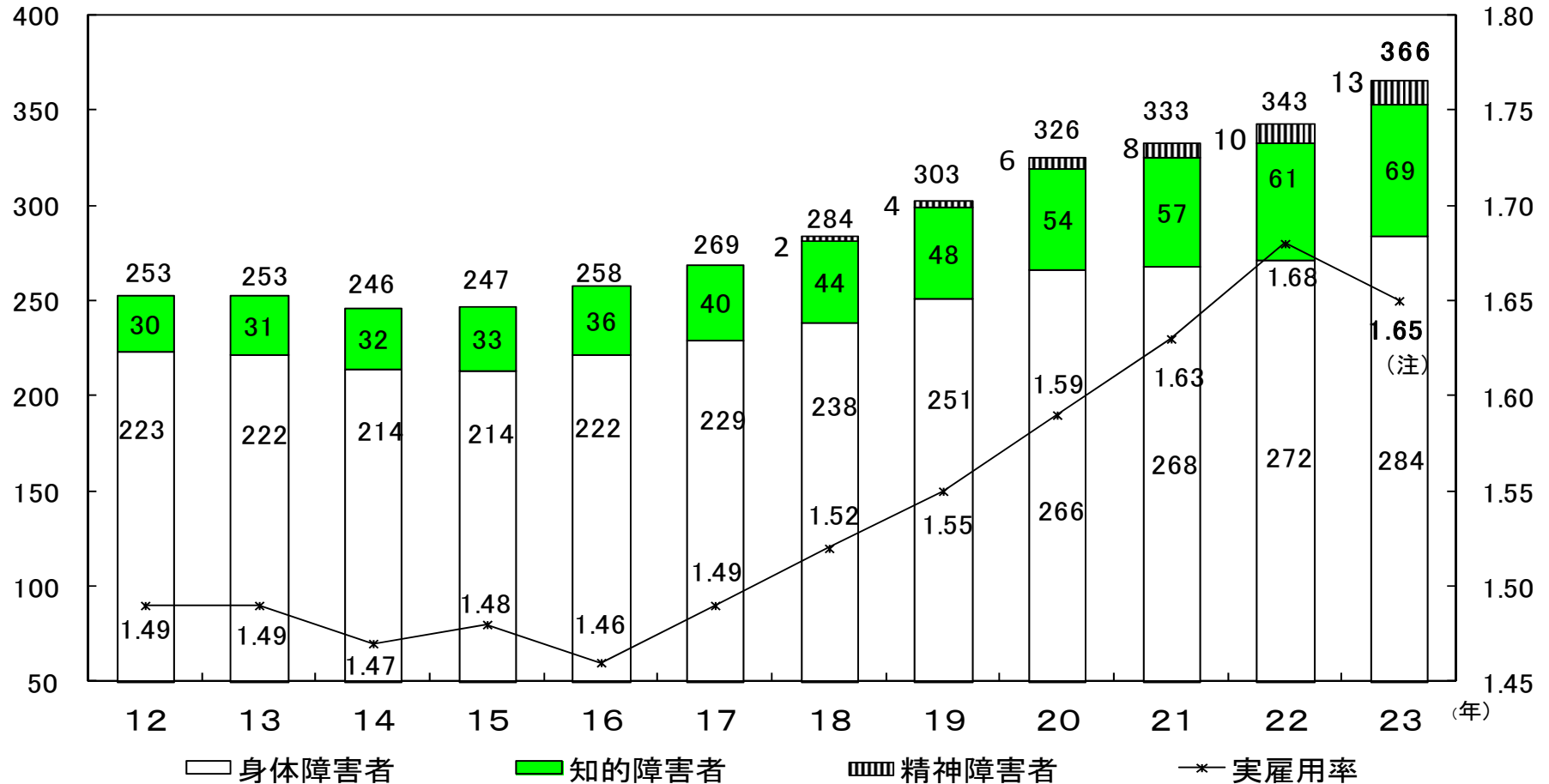
# 障害者雇用の状況

(平成23年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.65%** **法定雇用率達成企業割合 45.3%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は8年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

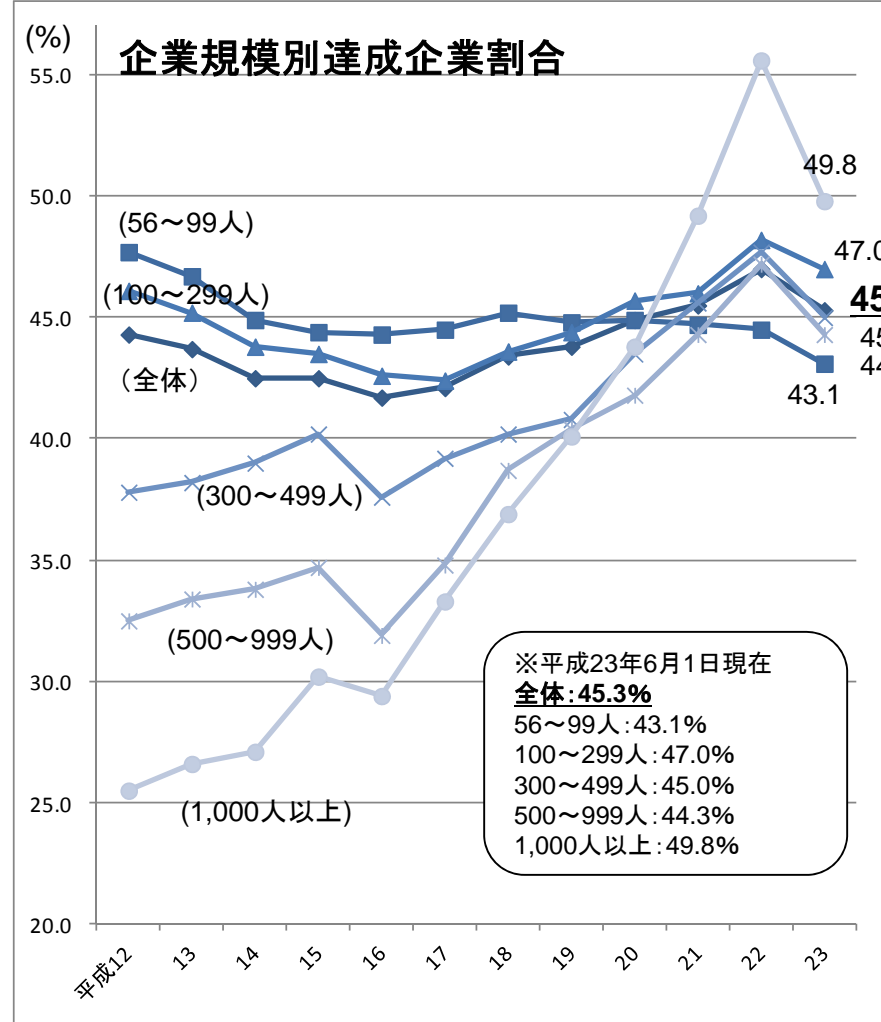
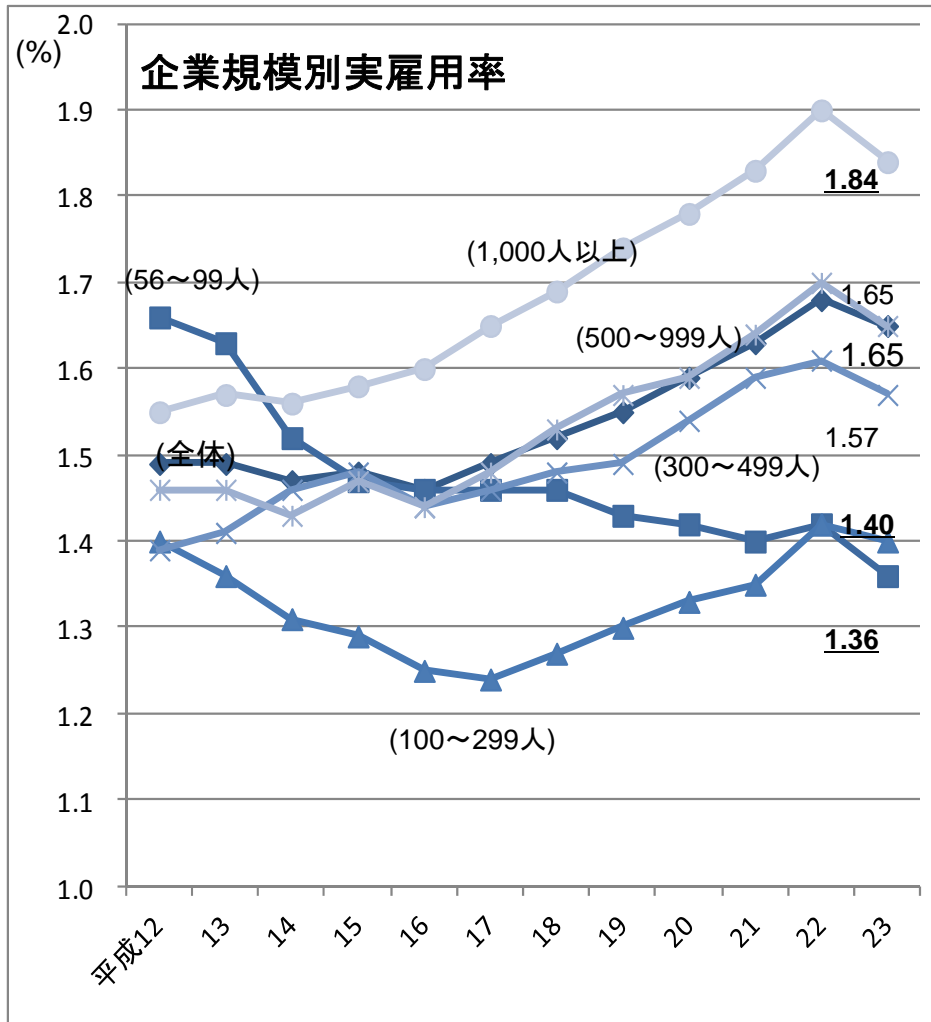
<実雇用率(%)>



(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

# 企業規模別の障害者雇用状況

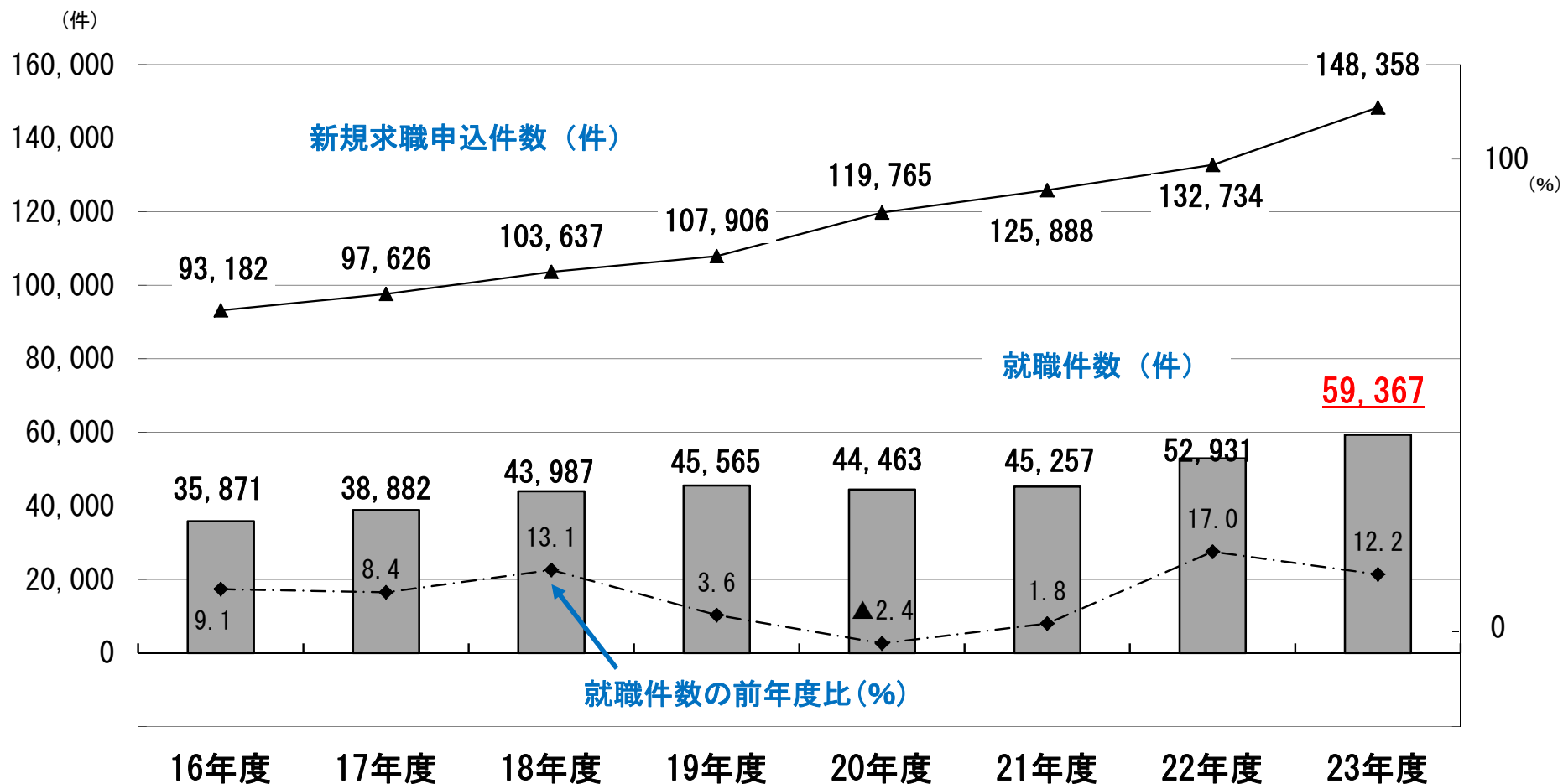
○ 1000人以上規模の実雇用率には**1.84%**と、法定雇用率を達成。  
 ○ ただし、**中小企業の取組み**が遅れている。



(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

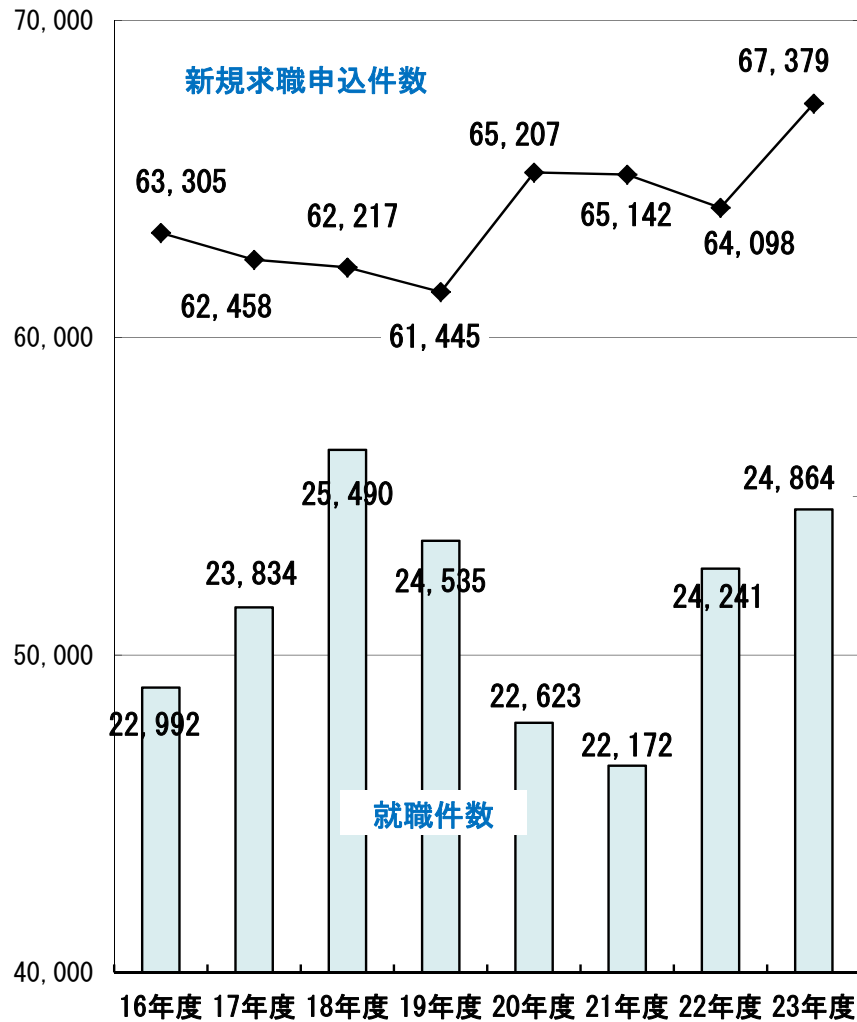
## ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成23年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は約6万件となり、過去最高を更新。

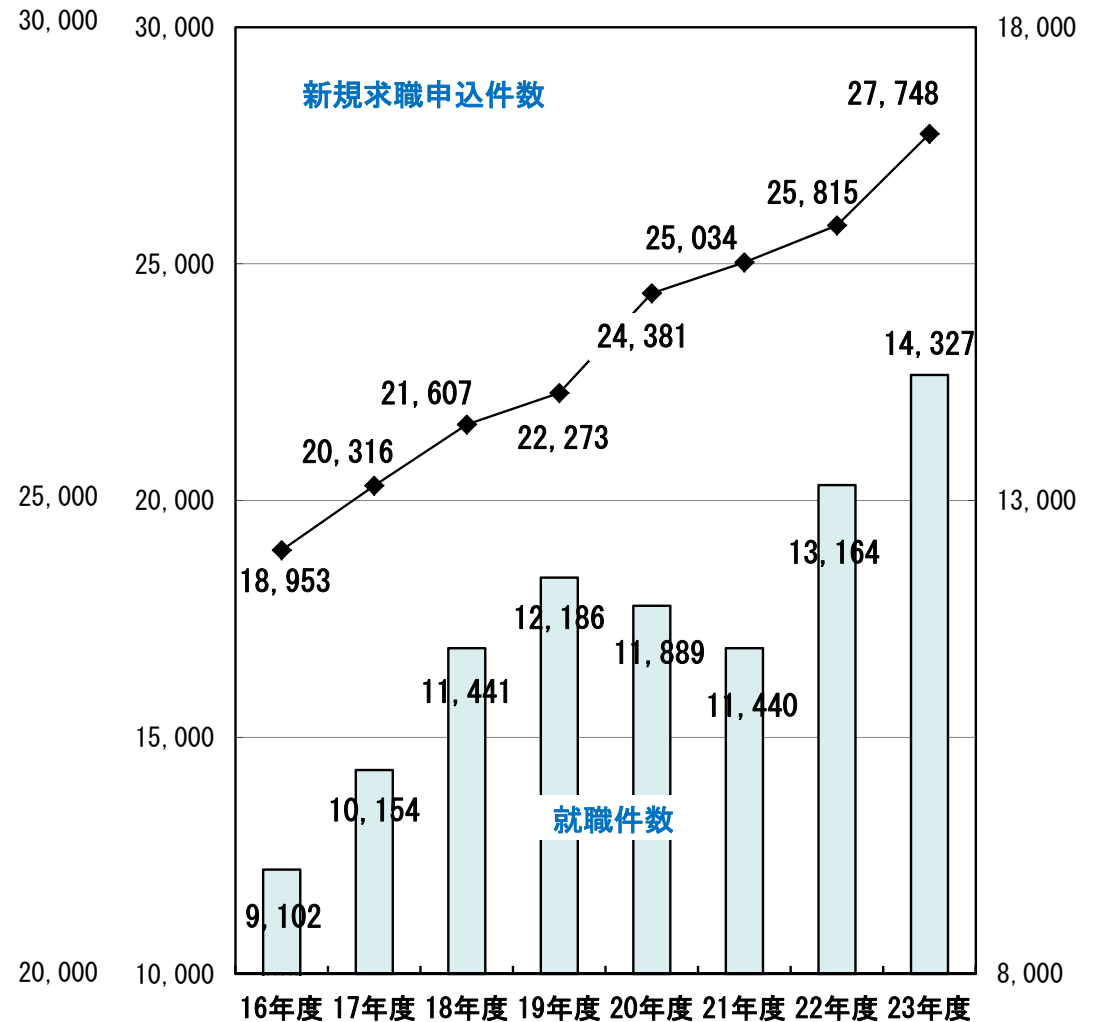


# ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

## 身体障害者



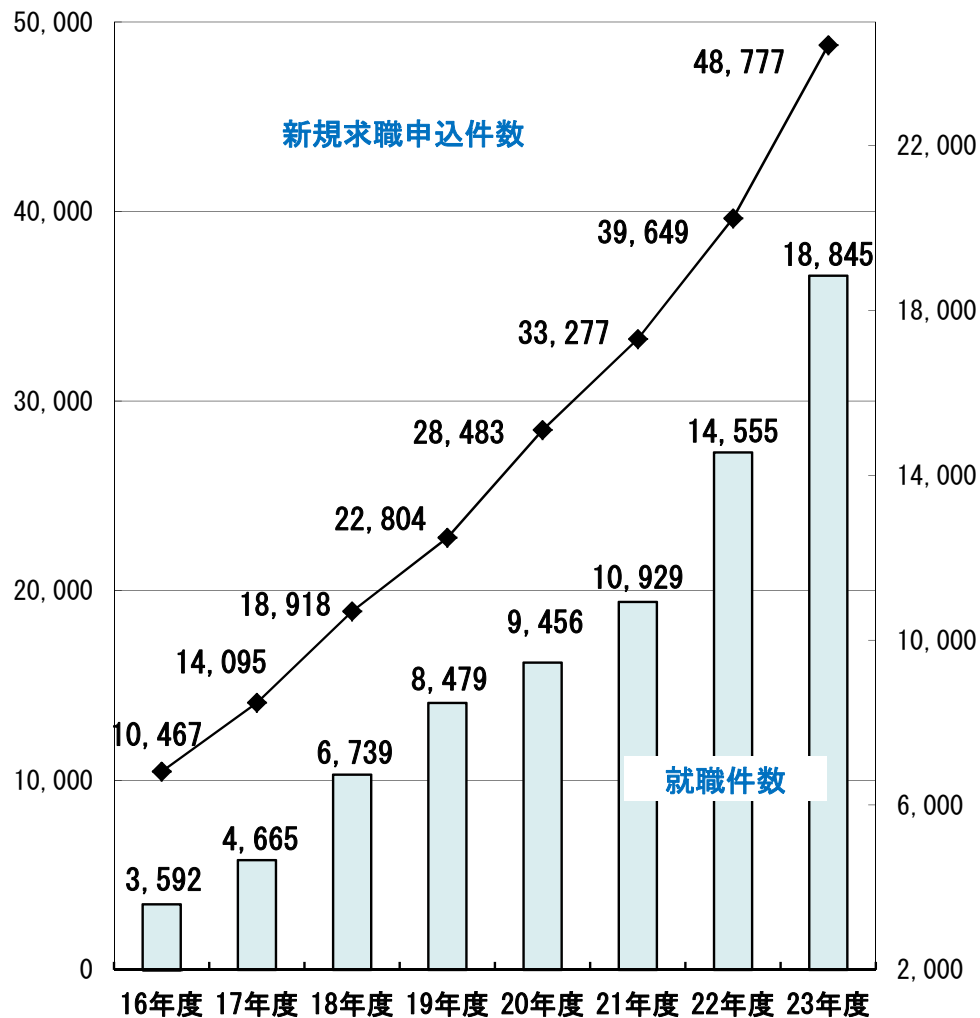
## 知的障害者



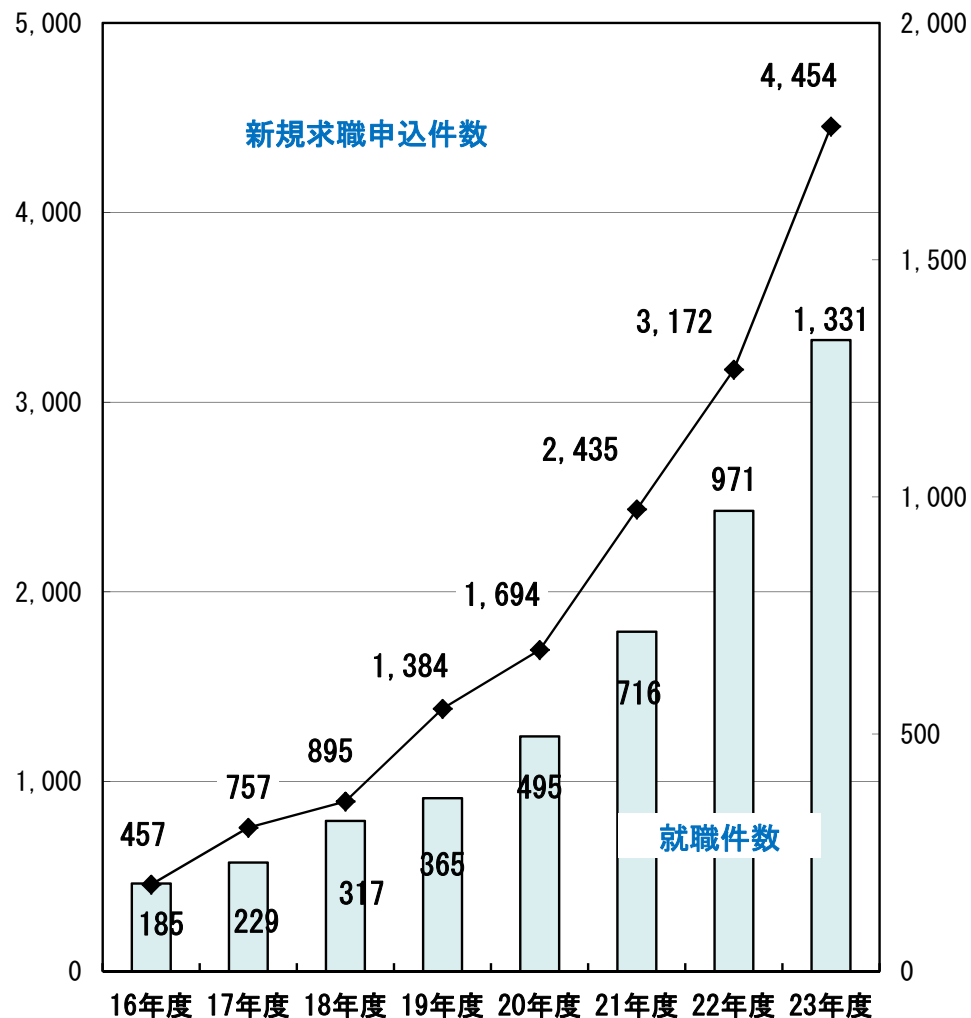


## ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

### 精神障害者



### その他 (発達障害、高次脳機能障害など)



# 障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

## 事業主に対する措置

雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> <p>民間企業 .....1. 8% (平成25年4月～ 2.0%)                  国、地方公共団体、特殊法人等 .....2. 1% ( " 2.3%)                  都道府県等の教育委員会 .....2. 0% ( " 2.2%)</p> <p>※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。                  ※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。</p>	
	納付金・調整金	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <p>○ 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人 月額5万円徴収（適用対象：常用労働者200人超）                  ○ 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人 月額2万7千円支給（適用対象：常用労働者200人超）</p> <p>※1 平成27年4月より100人を超える事業主に拡大。                  ※2 この他、200人以下（平成27年4月より100人以下）の事業主については報奨金制度あり。                  （障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給）</p> <p>・ 上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）</p>
助成金	各種	<p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <p>・障害者作業施設設置等助成金                  ・障害者介助等助成金 等</p>

## 障害者本人に対する措置

職業リハビリテーションの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援＜福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進＞</p> <p>○ ハローワーク(全国545か所)                  障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</p> <p>○ 地域障害者職業センター(全国47か所)                  専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）</p> <p>○ 障害者就業・生活支援センター(全国315か所)                  就業・生活両面にわたる相談・支援</p>
----------------	---